

令和7年度 行政評価実施方針

第三次総合計画への改定年度のため、内部評価・外部評価ともに、第二次総合計画後期基本計画（令和4年度～令和7年度）を総括して、評価を行います。

評価作業は、予算編成はもとより総合計画への反映を考慮して、例年より早い8月を目途に終えることとします。評価基準は下記のとおりです。

評価基準	
A	計画を大きく上回る成果が出ている
B	計画をやや上回る成果が出ている
C	計画どおりの成果が出ている
D	計画をやや下回る成果となっている
E	計画を大きく下回る成果となっている

◆1次評価（内部評価）・・・5月に実施

前年度の事業成果や決算、令和7年度の取組等を踏まえて、事業所管部局による評価を実施

対 象…「第二次総合計画（後期基本計画）」に掲げる31の基本施策

【施策評価】

評価者…各施策を所管する部長

手 法…①成果指標の進捗度や事務事業評価を踏まえて、5段階の自己評価
②総括して「担当部長が考える評価の根拠及び改善策」を記載

【主要施策の現状・課題】

評価者…各施策を所管する課長

手 法…総括して「担当課長が考える現状及び課題」を記載

◆2次評価（内部評価）・・・8月に実施

1次評価結果やこれまでの決算委員会等を踏まえ、総合的かつ横断的な観点から、総務管理部局による評価を実施

対 象…「第二次総合計画（後期基本計画）」に掲げる31の基本施策

【施策評価（1回目）】

評価者…市長公室長、総務部長、政策課長、財務課長

手 法…各評価者が5段階評価し、今後の課題や必要な取組について所見を付します。

【施策評価（2回目）】

施策評価（1回目）をもとに、副市長を含めて協議し、最終の5段階評価を決定
意見を整理し、必要な所見を付します。

◆外部評価（行政評価委員会）・・・5～8月に実施

「◆1次評価（内部評価）」の結果を踏まえて、行政評価委員会による行政外部の視点（学識経験者・市民）からの評価を実施

対 象…「第二次総合計画（後期基本計画）」に掲げる31の基本施策

評価者…行政評価委員会

手 法…①成果指標の進捗度等を踏まえて、5段階の評価

②施策に関する意見・提言等を記載

※上記の要領で委員全員が評価を行い集計した後、審議を経て委員会としての評価を決定します。評価の最終決定は、原則として多数決とします。

※会議での意見等は集約し、主要な施策ごとに整理して、報告書にまとめます。

◆スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政評価委実施方針			■										
内部評価 (R3～R7)	1次		■										
	2次			■	■	■							
外部評価				■	■	■							
総合計画審議会					■	■	■	■	■	■	■	■	■
次年度予算編成									■	■	■	■	■
市議会	決算審査							■	■				
	予算審議											■	■